

**山下江法律事務所の  
実務に役立つ  
企業法務の基礎**

第100回

**下請法 (1)**

現代の取引社会では、ある事業者がその事業に関わる業務のすべてを自ら行うということは少なく、さまざまな業務が下請業者に委託されています。

下請取引の積み重ねによって取引社会が成り立っているといえ、下請取引が公正に行われることは社会全体にとって非常に重要です。

そこで、今回から下請法を取り上げます。

**下請法とは**

下請法(正式名称「下請代金支払遅延等防止法」)は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、昭和31年に制定されました。

下請代金の支払遅延等については、下請法制定以前から、独占禁止法により優越的地位の濫用行為として禁止されていました。

しかし、独占禁止法違反行為として認められるためには、同法の定める審査手続や審判手続を経る必要があるなど、改善までに相当の時間を要し、下請事業者の保護として十分ではありませんでした。

そこで、下請事業者の保護を強化するため、独占禁止法の特例法として下請法が制定され、その後も下請法の改正が続いています。

特に、平成15年の改正では、それまで製造委託、修理委託に限られていた適用範囲が広げられ、プログラムやテレビ番組などの情報成果物の作成委託のほか、運送やビルメンテナンス等の役務の提供委託についても、適用対象に含まれることになりました。

**親事業者、下請事業者**

下請法はすべての業務委託、下請取引を適用対象としている

わけではありません。

取引の内容と取引当事者の資本金の区分により、適用対象となる下請取引を定めています。

そして、適用の対象となる下請取引について、業務を委託する側の事業者を「親事業者」、委託を受ける側の事業者を「下請事業者」といいます。

(1) 下請取引の内容が、物品の製造委託・修理委託である場合、または情報成果物作成委託・役務提供委託のうちプログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものである場合で、

① 資本金が3億円を超える事業者が資本金3億円以下の事業者(個人を含む)に委託する場合

② 資本金が1000万円を超え3億円以下の事業者が資本金1000万円以下の事業者(個人を含む)に委託する場合

これらは下請法の適用対象となり、それぞれ前者は親事業者、後者は下請事業者にあたります。

(2) 下請取引の内容が、情報成果物作成委託・役務提供委託

のうちプログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの以外のものである場合で、

① 資本金が5000万円を超える事業者が資本金5000万円以下の事業者(個人を含む)に委託する場合

② 資本金が1000万円を超え5000万円以下の事業者が、資本金1000万円以下の事業者(個人を含む)に委託する場合

これらも下請法の適用対象となり、それぞれ前者は親事業者、後者は下請事業者にあたります。



田中伸山  
山下江法律事務所、  
副代表・  
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

**山下江法律事務所**

広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部  
山下江 検索  
広島弁護士会、山口県弁護士会所属

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など
- ◆ 企業法務相談料30分5千円(+税)
- ◆ 案件により着手金無料(応相談)
- 企業法務専門サイトあります  
<https://www.hiroshima-kigyoo.com>



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時  
相談予約専用フリーダイヤル  
0120-7834-09